

# 戸田市給水装置工事施行基準(増補版)の新旧対照表

22 第22条 官民境界  
43 第28条 5 官民境界  
48 第32条 官民境界  
56 第41条1 (1) 官民境界  
66 第57条1 (1) ~ (3) 図内 敷地境界

22 全て道路境界に変更  
43  
48  
56  
66

13 第13条 給水装置工事業務フロー

第1号様式(第2条関係) 給水装置(新設・改造・修繕)工事申込書  
(宛先) 戸田市長

第1号様式(第2条関係)

課長	主幹	副主幹	審査	受付

(新設)  
給水装置 改造 工事申込書  
修繕

(宛先) 年 月 日  
戸田市長

分損金及び加入金(給水装置工事費用負担)並びに手数料(設計審査、工事検査)については、戸田市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり給水装置工事計画書を添えて工事施行を申し込みます。

収受 水栓	第 号	住 所 フリガナ 申込者 氏 名 電話番号	戸田市上戸田1-18-1
	年 月 日		〒107 909 水道 太郎
	専 用 栓 第 号		048 ( ××× ) ××××

引用場所	戸田市 新曽南3-1	用途	工事用
フリガナ 使用者氏名	〒107 909 水道 太郎		

承 諾 書

年 月 日

本管所有者  
住 所  
氏 名

上記の給水装置工事施行につき私所有の給水本管専用栓第 号からの  
支分引用を承諾します。

委 任 状

年 月 日

委任者氏名 水道 太郎

上記の給水装置工事及び申請に関する一切を 例 ○○設備 に委任します。

13 第13条 給水装置工事業務フロー

第1号様式(第2条関係) 給水装置(新設・改造・修繕)工事申込書  
(宛先) 戸田市水道事業 戸田市長

第1号様式(第2条関係)

課長	主幹	副主幹	審査	受付

(新設)  
給水装置 改造 工事申込書  
修繕

(宛先) 年 月 日  
戸田市水道事業 戸田市長

分損金及び加入金(給水装置工事費用負担)並びに手数料(設計審査、工事検査)については、戸田市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり給水装置工事計画書を添えて工事施行を申し込みます。

収受 水栓	第 号	住 所 フリガナ 申込者 氏 名 電話番号	戸田市上戸田1-18-1
	年 月 日		〒107 909 水道 太郎
	専 用 栓 第 号		048 ( ××× ) ××××

引用場所	戸田市 新曽南3-1	用途	工事用
フリガナ 使用者氏名	〒107 909 水道 太郎		

承 諾 書

年 月 日

本管所有者  
住 所  
氏 名

上記の給水装置工事施行につき私所有の給水本管専用栓第 号からの  
支分引用を承諾します。

委 任 状

年 月 日

委任者氏名 水道 太郎

上記の給水装置工事及び申請に関する一切を 例 ○○設備 に委任します。

14 第13条 給水装置工事業務フロー

第2号様式（第2条関係） 給水装置工事計画書

第2号様式(第2条関係)

### 給水装置工事計画書

取 受		年 月 日 第 号	専用検第 号	量水器口径	20 mm
給水装置所有者住所		戸田市上戸田1-18-1		所有者氏名	水道 太郎
引 用 場 所		戸田市 新倉南3-1		使用者氏名	水道 太郎
穿 孔 分 岐	専用検第 号より分岐	着 手	年 月 日	課 長	
使 用 材 料		しゅん工予定	年 月 日		
品名	区分	口径	単位	数 量	備 考
SUSサドル付分水栓	100×25	個	1		
密着コア	25	個	1		
防食フィルム		枚	1		
SUS分水栓継手	25	個	1		
SUS波状管	25	m	6.0		
埋設シート		m	5.0		
SUSボール止水栓	25	個	1		
SUSメーターユニット	25	個	1		
HIYP S	25×20	個	1		
HIYP L	20	個	2		
HIYP	20	m	0.4		
埋設型メーターユニット	20	個	1		
N 案内図					
4					
(メーターBOX以降は裏面参照)					
・材料表にはサドルメーターボックスまでの材料を記入 ・その下に（メーターBOX以降は裏面参照）という表記を加えて下さい			案内図貼り付け ・申請地を赤で囲む ・申請地を中心にする ・地図上を北にする		
上記の工事を水道法施行令第4条の規定を満たす材料を使用して施行したいので審査のうえ承認願います。					
委 任 代 理 人	調 ○○設備		給水装置工	○○ ○○	
施 行 者			主任技術者	○ ○ ○ ○	

14 第13条 給水装置工事業務フロー

第2号様式（第2条関係） 給水装置工事計画書  
給水装置工事主任技術者押印廃止

第2号様式(第2条関係)

### 給水装置工事計画書

取 受		年 月 日 第 号	専用検第 号	量水器口径	20 mm
給水装置所有者住所		戸田市上戸田1-18-1		所有者氏名	水道 太郎
引 用 場 所		戸田市 新倉南3-1		使用者氏名	水道 太郎
穿 孔 分 岐	専用検第 号より分岐	着 手	年 月 日	課 長	
使 用 材 料		しゅん工予定	年 月 日		
品名	区分	口径	単位	数 量	備 考
SUSサドル付分水栓	100×25	個	1		
密着コア	25	個	1		
防食フィルム		枚	1		
SUS分水栓継手	25	個	1		
SUS波状管	25	m	6.0		
埋設シート		m	5.0		
SUSボール止水栓	25	個	1		
SUSメーターユニット	25	個	1		
HIYP S	25×20	個	1		
HIYP L	20	個	2		
HIYP	20	m	0.4		
埋設型メーターユニット	20	個	1		
N 案内図					
4					
(メーターBOX以降は裏面参照)					
・材料表にはサドルメーターボックスまでの材料を記入 ・その下に（メーターBOX以降は裏面参照）という表記を加えて下さい			案内図貼り付け ・申請地を赤で囲む ・申請地を中心にする ・地図上を北にする		
上記の工事を水道法施行令第4条の規定を満たす材料を使用して施行したいので審査のうえ承認願います。					
委 任 代 理 人	調 ○○設備		給水装置工	○○ ○○	
施 行 者			主任技術者	○ ○ ○ ○	

16 第13条 給水装置工事業務フロー

第4号様式（第3条関係） 給水装置工事しゅん工届  
（宛先）戸田市長

第4号様式(第3条関係)

給水装置工事しゅん工届

(宛先) 戸田市長 年 月 日

申請者 住所 戸田市上戸田1-18-1  
氏名 水道 太郎

下記のとおり給水装置の新設・改造・修繕工事がしゅん工いたしましたので、検査願いたくお届けいたします。

記

収受	年	月	日	第	号	専用検第	号
引用場所	戸田市	新曽南3-1				量水器口径	20 mm
給水装置所有者	水道 太郎			検	定	満	了
施行者	〇〇 〇〇 設備			開	始	指	針
給水装置工事主任技術者	〇〇 〇〇 しゅん工			年	月	日	
使		用		材		料	
品	名	区	分	口	径	単	位
SUSサドル付分水栓	100×25	個	1	設計	審	査	手
密着コア	25	個	1	工	事	検	査
防食フィルム	枚	1		分	担	金	
SUS分水栓継手	25	個	1	合	計		
SUS波状管	25	m	1.0	水	栓	No.	(M.)
埋設シート	m	1.0		撤	去	に	よ
SUSボール止水栓	25	個	1	残	留	塩	素
SUSメーターユニット	25	個	1	測	定	年	月
HIVP S	25×20	個	1	摘	要		
HIVP L	20	個	1				
HIVP	20	m	1.0				
調整メーターユニット	20	個	1				
				N	案	内	図
				4			

16 第13条 給水装置工事業務フロー

第4号様式（第3条関係） 給水装置工事しゅん工届  
（宛先）戸田市水道事業 戸田市長  
給水装置工事主任技術者押印廃止

第4号様式(第3条関係)

給水装置工事しゅん工届

(宛先) 戸田市水道事業 戸田市長 年 月 日

申請者 住所 戸田市上戸田1-18-1  
氏名 水道 太郎

下記のとおり給水装置の新設・改造・修繕工事がしゅん工いたしましたので、検査願いたくお届けいたします。

記

収受	年	月	日	第	号	専用検第	号
引用場所	戸田市	新曽南3-1				量水器口径	20 mm
給水装置所有者	水道 太郎			検	定	満	了
施行者	〇〇 〇〇 設備			開	始	指	針
給水装置工事主任技術者	〇〇 〇〇 しゅん工			年	月	日	
使		用		材		料	
品	名	区	分	口	径	単	位
SUSサドル付分水栓	100×25	個	1	設計	審	査	手
密着コア	25	個	1	工	事	検	査
防食フィルム	枚	1		分	担	金	
SUS分水栓継手	25	個	1	合	計		
SUS波状管	25	m	1.0	水	栓	No.	(M.)
埋設シート	m	1.0		撤	去	に	よ
SUSボール止水栓	25	個	1	残	留	塩	素
SUSメーターユニット	25	個	1	測	定	年	月
HIVP S	25×20	個	1	摘	要		
HIVP L	20	個	1				
HIVP	20	m	1.0				
調整メーターユニット	20	個	1				
				N	案	内	図
				4			

43

第27条 連絡調整

1 指定給水装置工事事業者は、配水管より給水管の分岐取出し及び撤去を行う場合は、事前にその工事施工日について管理者に連絡を行うこと。

43

第28条 給水管の分岐

6 給水管を分岐する際は、不断水分岐工法にて施工すること。また、分岐部の材料においては、以下のとおりとする。

(1) Φ25 からΦ50 は、サドル付分水栓から第一止水栓までステンレス製とする。

(2) Φ75 以上は、原則不断水式割T字管（ダクタイル鋳鉄管）とする。

7 給水引込管の分岐の工法においては、以下のとおりとする。

(1) 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリルを使用すること。

(2) 粉体塗装またはモルタルライニングされたダクタイル鋳鉄管における穿孔は、内面被覆面等に悪影響を与えないように行うとともに、密着コア（ゴム付）を挿入すること。

8 分岐口径は、使用水量及び配水管への影響を考慮したうえ、原則として、配水管の口径より

二口径以上小さく、かつ、口径Φ25 以上とすること。ただし、3階建て以上の直結直圧また

は直結増圧給水の場合は、二口径以上小さくすること。

9 分水器具の取付けにおいて、ボルトの締付けは片締めにならないよう均一に締付けること。

10 分岐工法や使用材料は承認されたものであること。

11 サドル付分水栓または不断水式割T字管周りには、土壌による腐食から守るため、防食フィルムを巻くこと。

43

第27条 連絡調整

1 指定給水装置事業者は、配水管の分岐取出し及び撤去を行う場合、工事施工は開庁日のみに実施するものとし、事前に委託者と調整・予約を行わなければならない。

43

第28条 給水管の分岐

(追加) 6 道路部分に布設する給水管上に埋設シートを設置し、管の明示を行うこと

7 給水管を分岐する際は、不断水分岐工法にて施工すること。また、分岐部の材料においては、以下のとおりとする。

(1) 配水管から宅地に分岐するΦ25からΦ50の給水管は、サドル付分水栓から第一止水栓までステンレス波状管とする。公道に配水管が布設されていない場合、原則として配水管分岐部から宅地の引込までステンレス波状管とする。

また私道に給水管を縦断させる場合には、配水管から第一止水栓までをステンレス波状管とすること。

(2) 配水管から宅地に分岐するΦ75以上の給水管は、不断水式割T字管によって分岐しGX形ダクタイル鋳鉄管とすること。

8 給水引込管の分岐の工法においては、以下のとおりとする。

(1) 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリルを使用すること。

(2) 粉体塗装またはモルタルライニングされたダクタイル鋳鉄管における穿孔は、内面被覆面等に悪影響を与えないように行うとともに、密着コアを挿入すること。

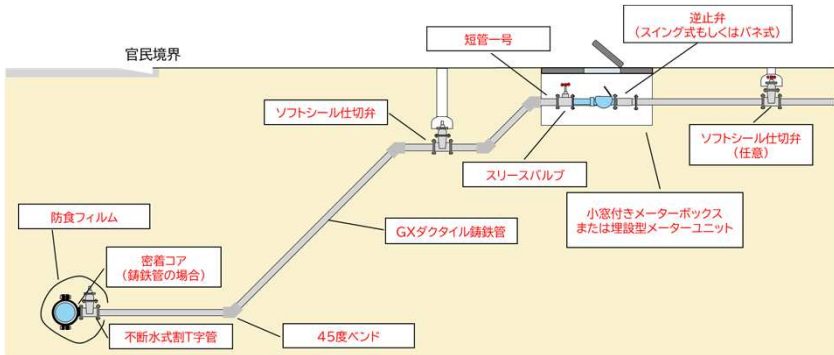
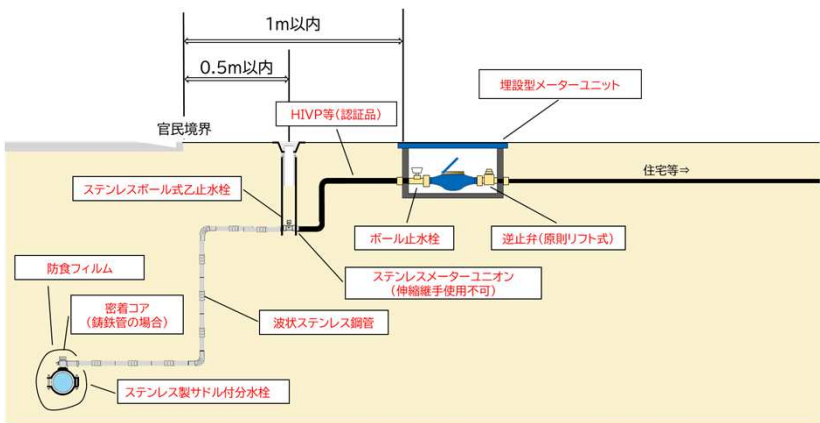
9 分岐口径は、使用水量及び配水管への影響を考慮したうえ、原則として、配水管の口径より一口径以上小さく、かつ、口径Φ25以上とすること。ただし、3階建て以上の直結直圧または直結増圧給水の場合は、二口径以上小さくすること。

10 分水器具の取付けにおいて、ボルトの締付けは片締めにならないよう均一に締付けること。

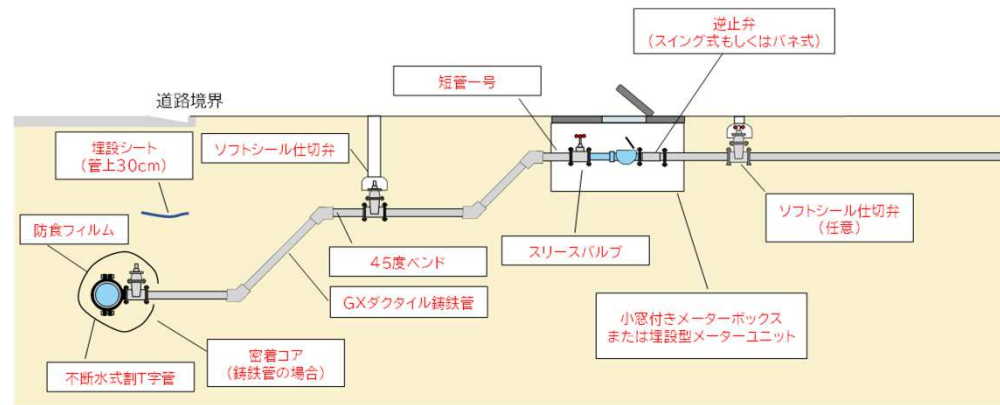
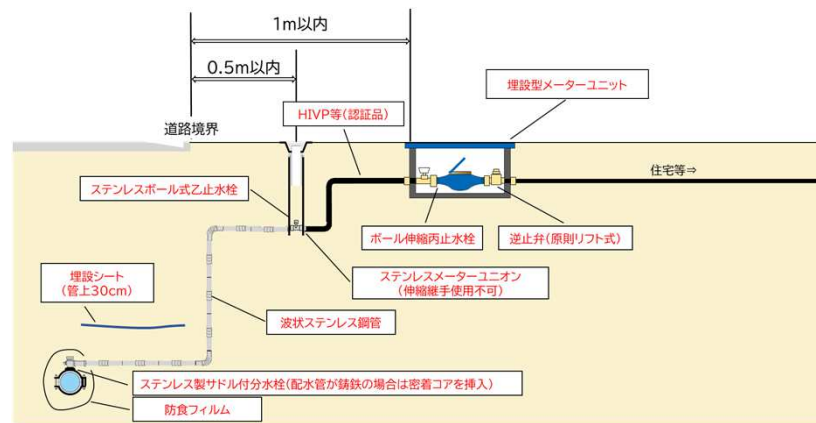
11 分岐工法や使用材料は承認されたものであること。

12 サドル付分水栓または不断水式割T字管周りには、土壌による腐食から守るため、防食フィルムを巻くこと。

44 第28条 給水管の分岐



45 第28条 給水管の分岐  
給水装置工事断面図(25~50mm)及び(75mm以上)について  
埋設シート(管上30cm)を追加



45 第29条 給水装置の撤去

分水材料	閉止方法	使用材料
サドル付分水栓	コックやバルブ	分水キャップ
不断水式割T字管	コック	フランジ蓋等
T字管（チーズ）	閉塞	T字部を切断後、ソケットによる直管化、及び閉塞部の補強（LAソケット、補修バンド）

46 第29条 給水装置の撤去

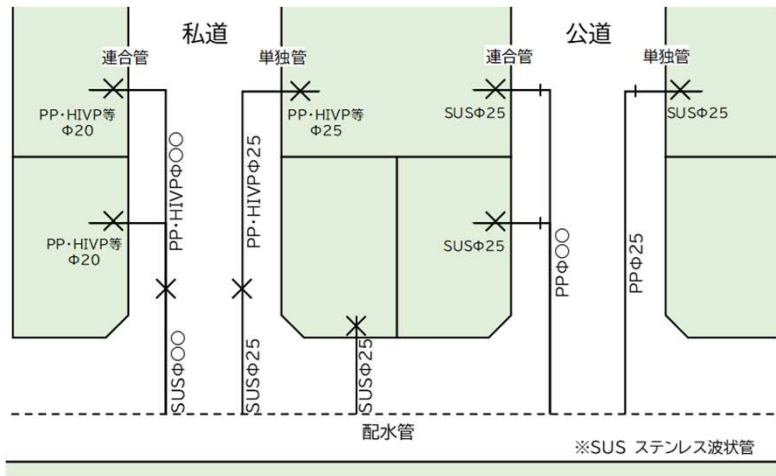
サドル付分水栓を撤去時の使用材料にサドル付分水栓と同金属の分水キャップと記載

分水材料	閉止方法	使用材料
サドル付分水栓	コックやバルブ	サドル付分水栓と同金属の分水キャップ
不断水式割T字管	コック	フランジ蓋等
T字管（チーズ）	閉塞	T字部を切断後、ソケットによる直管化、及び閉塞部の補強（LAソケット、補修バンド）

46 第31条 給水管

既設取出管の再利用条件

- ・私道の単独管においては配水管分岐部から宅内の第一止水栓の区間、連合管においては連合管からの分岐部から宅内の第一止水栓の区間で、過去に1度も漏水をしていないこと
- ・給水方式や使用水量に対して適正口径であること
- ・連合管からの支分件数が適正で、原則として管内流速が2.0m/secを超えないこと
- ・サドル付分水栓接続部から第一止水栓まで管材質がステンレスΦ25以上であること（連合管からの分岐や配水管の無い公道上を除く）



47

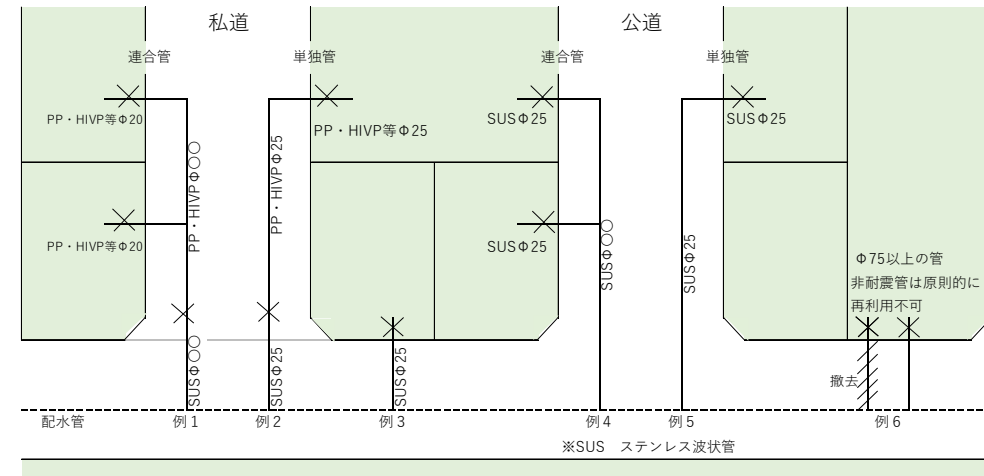
第31条 給水管

解説を下のイラストに例示

公道の縦断管を原則としてステンレス波状管とする  
Φ75以上の分岐管のイラストを追加

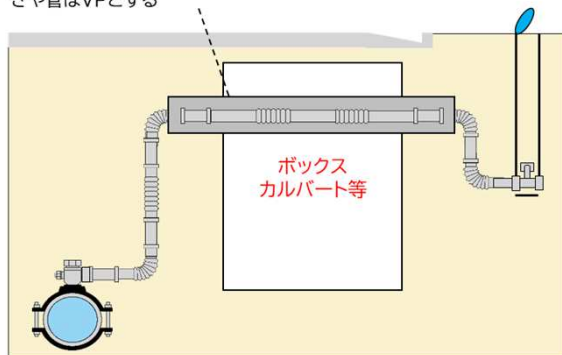
既設取出管の再利用条件

- ・私道の単独管においては配水管分岐部から宅内の第一止水栓の区間（例2）、連合管においては連合管からの分岐部から宅内の第一止水栓の区間（例1）で、過去に1度も漏水をしていないこと
- ・給水方式や使用水量に対して適正口径であること
- ・連合管からの支分件数が適正で、原則として管内流速が2.0m/secを超えないこと
- ・原則として、サドル付分水栓接続部から第一止水栓まで管材質がステンレスΦ25以上であること（例1～例5）
- ・Φ75以上の分岐管が非耐震の場合は、原則として再利用できない（例6）



61 第49条 給水引込工事

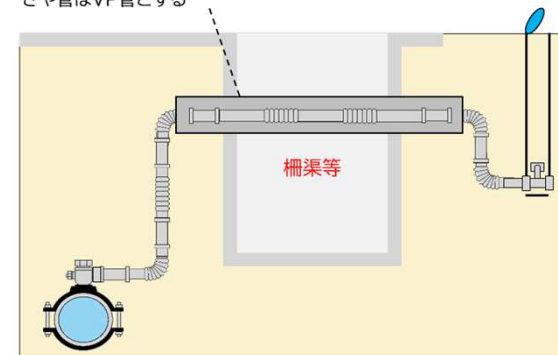
道路内構造物の管理者から許可を得たうえで、構造物を貫通させる際の  
さや管はVPとする



61 第49条 給水引込工事

右側断面図の「ボックスカルバート等」を「柵渠等」に変更

道路内構造物の管理者から許可を得たうえで、構造物を貫通させる際の  
さや管はVP管とする



70 第2編  
第4条 協議等

71 第6条 建物用途及び配管形態

2 (3) 共同住宅、小規模店舗ビル、小規模事務所ビル等の場合は、1階（直結増圧給水の場合は、増圧装置より一次側）に直圧共用メーターを設けるものとする。

(7) 共同住宅、小規模店舗ビル及び小規模事務所ビルにおいて、立管は同口径とし管頂部に吸排気弁を設置すること（3階直結直圧におけるメーター地置き時を除く）。

70 第2編  
第4条 協議等

追加

4 協議を必要としないもの

(1) 3階建専用住宅及び3階建てでメーター2個までの二世帯住宅等で、水理計算によって十分な水圧・水量が確認できる建物。

(2) 3階建て専用住宅及び二世帯住宅等で3階の水栓が1栓のみの建物。

71 第6条 建物用途及び配管形態

2 (3) 共同住宅、小規模店舗ビル、小規模事務所ビル等の場合は、1階（直結増圧給水の場合は、増圧装置より一次側）に直圧共用メーターを設けるものとし、設置場所を末端部としないこと。

立管は同口径としを削除

(7) 共同住宅、小規模店舗ビル及び小規模事務所ビルにおいて、堅管の管頂部に吸排気弁を設置すること（3階直結直圧におけるメーター地置き時を除く）。

〈等式等〉  
第1号様式（第2条関係） 給水装置（新設・改造・修繕）工事申込書  
（宛先）戸田市長

第1号様式(第2条関係)

課長	主幹	副主幹	審査	交付

**新設**  
**給水装置 工事申込書**  
**改造**  
**修繕**

(宛先) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 戸田市長

分担金及び加入金(給水装置工事費用負担)並びに手数料(設計審査、工事検査)については、戸田市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり給水装置工事計画書を添えて工事施行を申し込みます。

収受	第 _____ 号	住 所 _____ フリガナ 申込者 氏 名 _____ 様
	年 月 日	
水 検	専 用 検	氏 名 _____ 様
	第 _____ 号	
		電話番号 _____ ( ) _____

引 用 場 所	戸田市		
フリガナ 使用者氏名	_____	用 途	_____

承 諾 書

\_\_\_\_\_ 年 月 日

本管所有者  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

上記の給水装置工事施行につき私所有の給水本管専用検第 \_\_\_\_\_ 号からの支分引用を承諾します。

委 任 状

\_\_\_\_\_ 年 月 日

委任者氏名 \_\_\_\_\_ 様

上記の給水装置工事及び申請に関する一切を \_\_\_\_\_ に委任します。

〈様式等〉  
第1号様式（第2条関係） 給水装置（新設・改造・修繕）工事申込書  
（宛先）戸田市水道事業 戸田市長

第1号様式(第2条関係)

課長	主幹	副主幹	審査	交付

**新設**  
**給水装置 工事申込書**  
**改造**  
**修繕**

(宛先) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 戸田市水道事業 戸田市長

分担金及び加入金(給水装置工事費用負担)並びに手数料(設計審査、工事検査)については、戸田市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり給水装置工事計画書を添えて工事施行を申し込みます。

収受	第 _____ 号	住 所 _____ フリガナ 申込者 氏 名 _____ 様
	年 月 日	
水 検	専 用 検	氏 名 _____ 様
	第 _____ 号	
		電話番号 _____ ( ) _____

引 用 場 所	戸田市		
フリガナ 使用者氏名	_____	用 途	_____

承 諾 書

\_\_\_\_\_ 年 月 日

本管所有者  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様

上記の給水装置工事施行につき私所有の給水本管専用検第 \_\_\_\_\_ 号からの支分引用を承諾します。

委 任 状

\_\_\_\_\_ 年 月 日

委任者氏名 \_\_\_\_\_ 様

上記の給水装置工事及び申請に関する一切を \_\_\_\_\_ に委任します。



〈等式等〉  
第3号様式（第2条関係） 給水装置撤去工事届出書  
（宛先）戸田市長

第3号様式(第2条関係)				課長	主幹	副主幹	受付
給水装置撤去工事届出書							
(宛先) 戸田市長				年 月 日			
住 所				住 所			
所 有 者				所 有 者			
氏 名				氏 名			
姓				姓			
<p>下記のとおり特定住宅契約中の量水器の撤去を届出します。 尚、支分引用者には給水本管撤去の旨を通知しました。</p>							
記							
水 検 所 在 地	戸田市						
検 種 番 号	検 第 号						
給水装置所有者							
撤去年月日	年 月 日						
口 種		メーター番号		指 針			
撤 去 理 由							
精算料金請求先							
施行工事店名	印						

〈等式等〉  
第3号様式（第2条関係） 給水装置撤去工事届出書  
（宛先）戸田市水道事業 戸田市長  
文言変更  
施工工事店名 押印廃止

第3号様式(第2条関係)				課長	主幹	副主幹	受付
給水装置撤去工事届出書							
(宛先) 戸田市水道事業 戸田市長				年 月 日			
住 所				住 所			
所 有 者				所 有 者			
氏 名				氏 名			
姓				姓			
<p>下記のとおり給水装置の撤去工事を届出します。 尚、支分引用者には給水本管撤去の旨を通知しました。</p>							
記							
水 検 所 在 地	戸田市						
検 種 番 号	検 第 号						
給水装置所有者							
撤去年月日	年 月 日						
口 種		メーター番号		指 針			
撤 去 理 由							
精算料金請求先							
施行工事店名							

〈等式等〉  
 第7号様式（第10条関係） 給水装置所有者名義変更届  
 （宛先）戸田市長

第7号様式（第10条関係）

課長	主幹	副主幹	受付

給水装置所有者名義変更届

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

住 所  
旧所有者 氏 名 番  
電 話

住 所  
新所有者 氏 名 番  
電 話

下記の理由により給水装置所有名義を変更したので届出します。

記

水 栓 所 在 地	戸田市
栓 種 番 号	専用栓 第 号
旧 所 有 者	
新 所 有 者	
名義変更の理由	1 売買 2 相続 3 贈与
変 更 年 月 日	年 月 日

〈等式等〉  
 第7号様式（第10条関係） 給水装置所有者名義変更届  
 （宛先）戸田市水道事業 戸田市長

第7号様式（第10条関係）

課長	主幹	副主幹	受付

給水装置所有者名義変更届

年 月 日

(宛先)  
戸田市水道事業 戸田市長

住 所  
旧所有者 氏 名 番  
電 話

住 所  
新所有者 氏 名 番  
電 話

下記の理由により給水装置所有名義を変更したので届出します。

記

水 栓 所 在 地	戸田市
栓 種 番 号	専用栓 第 号
旧 所 有 者	
新 所 有 者	
名義変更の理由	1 売買 2 相続 3 贈与
変 更 年 月 日	年 月 日

